

本人確認が必要な取引

- ①口座開設・貸金庫・保険契約・保護預かりなどの取引を開始される時
- ②200万円を超える現金取引をされる時
- ③10万円を超える現金でのお振込み 等

10万円を超える現金での自己宛小切手の振出しと現金化、10万円相当額を超える国外送金も含まれます。

- ④ハイリスク取引の場合（裏面参照）

なりすまし等が疑われる取引

- ※これらの取引以外にも、本人確認をさせていただきます。

事業者は、取引を行うに際し、顧客等が取引時確認に応じない時は、応ずるまで取引に係る義務の履行を拒むことができる（法第5条）

マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止などを目的に、お客さまの本人確認を含む取引時確認が金融機関等に義務付けられています。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

本人特定事項の主な確認書類

■ 通常の取引

個人の場合（氏名・住所・生年月日のあるもの）

顔写真のある官公庁発行書類

- 運転免許証、運転経歴証明書
- 旅券（パスポート）
- 個人番号カード
- 在留カード、特別永住者証明書
- 身体障害者手帳 など

顔写真のない官公庁発行書類 + 追加措置

- 各種健康保険証（国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証など）
 - 介護保険被保険者証
 - 国民年金手帳
 - 国家・地方公務員共済組合の組合員証
 - 母子健康手帳
 - 戸籍謄本・抄本、住民票 など
- ※個人番号の「通知カード」は本人確認書類に利用できません。

法人の場合

※法人の取引担当者の上記書類も必要

- 登記事項証明書
 - 印鑑登録証明書
- （名称・所在地の記載のあるもの） など

■ ハイリスク取引

通常の取引時に提示等された本人特定事項を確認する公的書類とは別の公的書類

— 2016年10月1日改正 —

お客さまの取引時確認のお願い

- 口座開設
- 10万円を超える現金でのお振込み
- 200万円を超える現金取引 など

運転免許証などの顔写真のある本人確認書類は、1種類の提示

顔写真のない本人確認書類の場合、2種類の提示 など

例：健康保険証＋年金手帳

法人の実質的支配者として「個人」まで確認します

法人の取引担当者の確認に社員証は認められません

〔犯罪収益移転防止法の改正〕

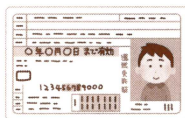


個人の場合

- ①本人特定事項……公的書類での確認項目
「氏名」・「住所」・「生年月日」

本人確認書類が顔写真付の場合

本人確認書類（運転免許証など）1枚の提示で本人特定事項の確認は完了します。



改正 本人確認書類が顔写真付でない場合

- 2種類の本人確認書類を提示
※戸籍謄本と住民票等の場合は認められません。
または
- 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付
(その場で確認は完了しません)



- ②「取引を行う目的」・「お客さまのご職業」……申告をお願い致します。

代理人が取引をする場合

ご本人の確認の他に、代理人の「本人特定事項」・「代理人であること」を確認します。

個人の代理人と認められる者は、顧客等と同居の親族や法定代理人、顧客等が作成の委任状等のある者などをいいます。

法人の場合

〔法人+取引者〕

- ①本人特定事項……公的書類での確認項目
「名称」・「本店または主たる事務所の所在地」
- ②「取引を行う目的」……申告をお願い致します。
- ③「事業の内容」……登記事項証明書等で確認します。
- ④「法人の実質的支配者の本人特定事項」……申告をお願い致します。

※実質的支配者の範囲が変更され、支配的な影響力のある個人がいないなどの場合は、法人を代表し、その業務を執行する者が実質的支配者となります。

法人の実質的支配者とは

- 株式会社等で、当該法人の議決権の総数の25%超を有する者(50%超を有する者がいる場合はその者のみ) など
- 上記以外の場合は、その法人を代表し、その業務を執行する者

- ⑤実際に取引を行う者の本人確認書類の提示

実際の取引者の確認

法人等の取引の任に当たる者の「本人特定事項」・「法人等を代理していること」の確認をします。

- ①顧客等が作成の委任状等のある者
- ②顧客等を代表する権限のある役員として登記されていること など

(注) 顧客等が発行した社員証などでは認められなくなりましたのでご注意ください。

国・地方公共団体等の場合

* 人格のない社団・財団については下記。

実際に取引の任に当たる者の「氏名」・「住所」・「生年月日」を公的書類で確認します。

人格のない社団・財団の場合

- ①実際に取引の任に当たる者の「氏名」・「住所」・「生年月日」を公的書類で確認します。
- ②「取引を行う目的」・「事業の内容」を申告により確認します。

本人確認書類の有効期間について(則第7条)
本人確認書類は、有効期間(または期限)があるものは提示または送付日において有効なもの、それ以外では6か月以内に作成されたものに限定されています。

ハイリスク取引の場合

改めて本人特定事項等による確認を行います。

ハイリスク取引が200万円を超える場合は、「資産及び収入の状況」を次の書類(写しを含む)で確認します。

個人…源泉徴収票・確定申告書・預貯金通帳等、配偶者(事実婚を含む)の同様な書類

法人…貸借対照表・損益計算書

* なりすまし等が疑われる取引など